

R6取組実施プロセスシート

市長公室

No.	所管		総合計画		事業名	細事業名	分類	取組等	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況及び課題	共同部署
	部	課	分野別目標	施策										
1	市長公室	参画協働課	参画・協働	参画・協働	参画と協働のまちづくり推進事業	参画と協働のまちづくり推進事業	予算の概要	(仮称)コミュニティセンター川西会館の整備	旧川西幼稚園を活用し、川西小学校区にコミュニティセンターを整備します。	【4～9月の目標】(全体達成率:50%) 非耐震施設の耐震改修工事設計業者決定 【10～3月の目標】(全体達成率:100%) 非耐震施設の耐震改修工事設計完了	4月:入札公告 6月:設計業者決定 7月～8月:地元協議 10月:工事概算予算確認 3月:設計完了、設置管理条例改正	→	4月:入札公告の準備 5月:入札公告 施設マネジメント課と協議 地元コミュニティ組織会長と協議 6月:設計業者が決定し契約締結 施設マネジメント課と協議し、地域に提案する平面図について調整 7月:平面図、2階部分の活用方法について市長・副市長協議を実施。意見を踏まえ再度検討を行う。 8月:1階の平面プランについて、地元コミュニティ会長に説明し、コミュニティ役員等にも共有を依頼。 9月:1階の平面プランについて、地元コミュニティ会長と意見交換し疑問点を確認。 10月:地元コミュニティ会長と現地確認をおこない、設備や備品などについて確認を実施。 工事概算予算については、施設マネジメント課と改修内容を調整。 11月:地元コミュニティ役員と現地確認をおこない、設備や備品について最終確認を実施。 設計会社、施設マネジメント課と現地確認をおこない、改修内容について最終確認を実施。 12月:施設マネジメント課と調整し工事概算予算を確定 コミュニティセンター整備方針及びコミュニティセンター以外の空き室の活用について市長協議を実施し、空き室の活用については今後ヒアリングなどを実施していく。 1月:空き室の活用について、こども若者支援、芸術・文化での利用をテーマに事業者へのヒアリングを実施。 2月:引き続き福祉、子育て関係の事業者へヒアリングを実施。 令和7年度予算で(仮称)コミュニティセンター川西会館の整備費を3月議会へ提出。	資産マネジメント部
2	市長公室	広報広聴課	行政経営	広報広聴・魅力発信	広報広聴事業	情報提供推進事業	予算の概要	広報誌の多言語対応	現在、市ホームページは多言語での翻訳が可能になっていますが、市広報誌は多言語対応ができていません。増加傾向にある在住外国人に市の情報を伝えるため、市の広報誌について、インターネット環境での多言語対応を行います。	【4月～9月の目標】(全体達成率:100%) 広報誌への多言語対応システムの導入、広報誌等による周知 【10～3月の目標】(全体達成率:100%) 継続	・4月:システムの導入 周知のため居住外国人へのチラシの配布 周知のため転入者へのチラシを配布開始 市広報誌・市ホームページ・SNS・デジタルサイネージなどでの周知 ・5月:当該システムは市広報誌以外の印刷物への対応も可能である。市広報誌以外の情報も外国人へ伝えていく必要があることから、庁内向けに呼びかけを行う。	→	・4月:システム(カタログポケット)の導入(完了) 周知のため居住外国人へのチラシを配布(1516世帯) 周知のため転入者へのチラシを配布開始 市広報誌・市ホームページ・SNS・デジタルサイネージにて周知 ・5月:市広報誌以外への対応をGaroonで周知 ・6月:市内の外国人の方10名にチラシ・市ホームページ・カタログポケットの使用感を聴き取り調査 ・7月:聴き取り調査の結果を受けて、市ホームページの内容を改善した。 ・9月:広報じんけんをカタログポケットに掲載 ・11月:庁内向けにカタログポケット利用促進についてGaroonで再周知。多言語翻訳可能であることを示すイラストを公開。 ・2月:「広報かわにし みらいふ」以外の広報誌を発行している所管課に対し、カタログポケットについて案内した。	人権推進多文化共生課
3	市長公室	参画協働課	参画・協働	参画・協働	参画と協働のまちづくり推進事業	参画と協働のまちづくり推進事業	継続事業	新たな市民協働事業の推進	事業を推進するにあたり、市の課題解決のために市と共に取り組む市民公益活動団体等を公募し、協働の取組みを行うことでより良い地域づくりを進めます。	【4～9月の目標】(全体達成率:50%) 試行中のR5に選定した団体の取り組みを通じ、仕組みの中で課題があれば修正する。 8月:公募するテーマ決定 8月～10月:必要に応じ要綱等改正 11月:補助団体事前相談及び公募開始 2月:審査会開催 3月:補助団体選定 【10～3月の目標】(全体達成率:100%) 公募開始、審査会を開催し補助団体選定	4月～7月:R5試行の中での仕組みの課題の洗い出し。公募テーマを庁内募集・調整 8月:公募するテーマ決定 8月～10月:必要に応じ要綱等改正 11月:補助団体事前相談及び公募開始 2月:審査会開催 3月:補助団体選定	→	4月:5年度選定団体への交付決定を通知 公募テーマ庁内募集の部内協議と依頼準備 5月:公募テーマ案を庁内募集(ガルーン掲示板照会) 6月:提出されたテーマ案について所管課と調整(重視する点、イメージする団体などを確認) 7月:テーマ案と要綱改正案について市長・副市長協議を実施し、テーマの方向性と要綱改正案について大筋で了承をいただく。 8～9月:募集要項等の資料の準備や整理に着手。 10月:募集要項の改訂、広報誌への掲載依頼を実施。 11月:12月2日より事前相談、公募開始に向け、募集要項パンフレット配架や、関連所管課と問合せ時の対応等について調整を実施。 12月:事前相談の受付開始。また、R6年度採択団体に対してR7年度の事業継続の意向確認も実施。 1月:事前相談が少なかったことから、事前相談受付期間を当初の1月10日から24日に延長し、SNSでも再通知を実施。継続事業については、継続申請に係る書類提出を依頼。 2月:審査会に進む提案が無かったことから、4月交付対象の受付を終了。HP上に相談受付を継続する旨を掲載し、相談内容に応じて7年度中での交付や審査会の開催を検討することとする。継続事業については、継続申請書類の内容を確認中。	
4	市長公室	人権推進多文化共生課	人権・ジェンダー平等・多文化共生	人権・ジェンダー平等・多文化共生	人権啓発推進事業	人権啓発推進事業	継続事業	多文化共生の推進	①市に訪れた外国人や困難を抱える外国籍市民に対応するため相談窓口を設置し、川西市にまた訪れたい、住み続けたいと思ってもらえるようにします。 ②国籍に関わらず互いの文化、生活習慣の違いを理解し合い、対等な関係で地域社会の一員として共に幸せに暮らしていけるよう、多文化共生に関する目標、基本的な視点、施策の方向性を示した多文化共生推進指針を策定します。	【4月～9月の目標】(全体達成率60%) ①②について年度計画どおりに実施する。 ①については必要に応じて実施計画を作成し、予算協議を行う。 ②については必要に応じて政策調整会議を行う。 【10月～3月の目標100%】 ①②について年度計画どおりに実施し、必要に応じて予算協議を行う。	①相談窓口設置の準備 4月～5月:他自治体の相談窓口の情報収集及び令和5年度に実施した庁内アンケートの分析。 6月～7月:相談窓口体制の整理。市長・副市長協議。 7月:必要に応じて実施計画。 10月:必要に応じて予算協議。 ②多文化共生推進指針の策定 4月～6月:多文化共生推進指針案の作成。 7月～8月:市長・副市長協議。 9月:必要に応じて政策調整会議 10月:多文化共生推進指針の策定。職員への周知。必要に応じて予算協議。	→	①相談窓口設置の準備 4月:他自治体の相談窓口の情報収集及び令和5年度に実施した庁内アンケートの分析。 5月～6月:同上 7月:実施計画を作成。 8月:実施計画のヒアリングを受ける。 ②多文化共生推進指針案の策定。 4月:多文化共生推進指針(骨子)の構成案について、市長協議を実施。 5月:多文化共生推進指針案の作成。 6月:多文化共生推進指針案の作成のため、外国籍市民の意見聴取を実施。同指針案に反映していく予定。 7月:引き続き外国籍市民の意見聴取を実施。多文化共生推進指針案に反映していく予定。 8月:外国籍市民の意見を反映した多文化共生推進指針案の作成。 9月:市長公室内で多文化共生推進指針案の協議、加筆修正。 10月:多文化共生推進指針案について、副市長協議、市長協議を経て、10月30日の人権施策審議会でその内容を説明。11月11日の同審議会で委員より意見をいただく予定。 11月:11月11日の人権施策審議会での意見を受け、「指針の目標」に、多文化共生はSDGsでもうたわれている「人権を基盤とした持続可能な世界の構築をめざす国際社会の大きな流れを背景に持つものである。」旨を記載する。また、11月29日の政策調整会議で人権行政推進プラン(第4次改定版)案及び多文化共生推進指針案について、議員協議会では、多文化共生推進指針案については、人権行政推進プラン(第4次改定版)案の資料編として説明することとなる。 12月:12月13日の議員協議会を経て、12月18日よりパブリック・コメントを実施。期限は1月17日まで。 1月:パブリック・コメントでは、5人、8件の意見が寄せられ、そのうち多文化共生推進指針案に関するものは1人、5件だった。1月28日の政策調整会議で、回答案についての協議を行い、一部文言を修正することになった。 2月:2月17日の議員協議会で市民意見と議会意見に対する市の検討結果を説明した。市の検討結果の公表は2月27日から3月31日まで実施する。	

R6取組実施プロセスシート

市長公室

No.	所管		総合計画		事業名	細事業名	分類	取組等	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況及び課題	共同部署
	部	課	分野別目標	施策										
5	市長公室	人権推進多文化共生課	人権・ジェンダー平等・多文化共生	人権・ジェンダー平等・多文化共生	人権啓発推進事業	人権啓発推進事業	継続事業	総合センター今後のあり方検討	総合センターの今後のあり方について、人権施策審議会からの答申をもとに、今後の取り組み方針を決定する。	【4～9月の目標】(全体達成率:50%) 人権施策審議会から答申を受け、今後の取り組み方針を検討する。 【10～3月の目標】(全体達成率:100%) 人権行政推進プラン中の総合センターの項目に、今後の取り組み方針を明記する。	6月:人権施策審議会から答申を受ける。 7月～9月:今後の取り組み方針を検討する。 10月～3月:人権行政推進プラン中の総合センターの項目に、今後の取り組み方針を明記する。	→	4月:総合センターの今後のあり方についての答申案(修正案)を作成 5月:令和6年度の第1回人権施策審議会の日程が6月26日に決まる。総合センターの今後のあり方についての答申案について市長協議を実施。 6月:令和6年度第1回人権施策審議会で答申案を協議。次回8月2日開催予定の第2回人権施策審議会で答申を確定していただく予定。 8月:令和6年度第2回人権施策審議会を開催し、答申案について最終審議。答申案の若干の修正については、会長一任となる。9月中に会長から市長へ答申書を提出していただく予定。 9月:9月17日に人権施策審議会から答申を受ける。同日の同審議会で答申を反映した人権行政推進プラン(素案)について審議していただく。 10月:10月30日の第4回人権施策審議会で総合センターの答申も反映した人権行政推進プラン(素案)について審議していただく。 11月:11月29日の政策調整会議で総合センターの答申も反映した人権行政推進プラン(素案)について協議いただく。 12月:12月13日の議員協議会で総合センターの答申も反映した人権行政推進プラン(素案)についてご意見をいただき、18日からパブリックコメントを開始した。 1月:パブリックコメントでは、5人、8件の意見が寄せられ、そのうち総合センターに関する意見は1人、1件であった。1月28日の政策調整会議で、回答案についての協議を行い、一部文言を修正することになった。 2月:2月27日に議員協議会で市の検討結果を説明した。市の検討結果の公表は2月27日から3月31日まで行う。	総合センター